

2015年12月16日

株式会社A I Z E N

代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡

当団体において、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスについて検討し、2015年9月30日付「再々申入れ」を送付したところ、貴社より2015年10月28日に「再々申し入れに対するご回答」を受領しました。

同回答書には、「具体的な規程の変更例を貴団体にてご指導いただければ（中略）再度弊社にて料金プランを検討していきたいと思っております」と、中途解約の際の清算方法に関する契約書の条項を変更される旨が記載されておりますところ、変更後の条項が特定商取引法等の規定を遵守していると判断するためには、現時点における貴社の清算方法を踏まえる必要があります。

つきましては、下記の質問事項に対する貴社のお答えを、2015年12月25日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、この文書及び文書に対する回答は、引き続き公開の対象となっておりますので、予めご了承ください。

記

- 1 2015年8月31日に、登録料・入会金・事務手数料・5か月分会費の合計49万5000円を支払ってロイヤルプラン会員契約を締結した会員が、3か月後の同年11月30日に同契約を中途解約した場合、会員に返金される具体的な金額を、計算式とともにお答えください。

- 2 リワードプラン・VIPプラン・レディースフレッシュプラン・WEBプラン・WEBレディースプラン・お預かりプラン・シルバープラン・母子家庭優遇プランにつきましても、上記1と同様、2015年8月31日に、各プラン会員契約締結時に支払うとされている金額（登録料・入会金・事務手数料・5か月分会費）を支払って各プラン会員契約を締結した会員が、その後、お見合いも成婚も1度も決まることなく（すなわち、見合料や成婚料が一切発生しないうちに）、同年11月30日に同契約を中途解約した場合、会員に返金される具体的な金額を、プラン毎に、計算式とともにお答えください。
- 3 体験スタンダードプラン会員は、貴社契約書によりますと、初回のお見合い時に3万2400円、お見合い2件成立時又は交際スタート又はお見合い終了後継続してサービスを利用する時に登録料・入会金・事務手数料・月会費の残金を支払う契約になっています。2015年8月31日に、2件目のお見合いが成立して、登録料・入会金・事務手数料・5か月分の会費の合計25万5000円（初回お見合い決定時に支払った3万2400円を含む）を支払って体験スタンダード会員契約を締結した会員が、3か月後の同年11月30日に同契約を中途解約した場合、会員に返金される具体的な金額を、計算式とともにお答えください。

以上